

京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領

京都市域産材供給協会

(趣旨)

第1条 本要領は、京都市木材地産表示制度実施要綱で定める「地域産材」を使用して製作した製品に、地産表示の認証マークである「みやこ杣木」の表示を行い、広く表示材の普及啓発を図るとともに、表示制度の信頼性を高めることを目的とする。

2 本要領は、京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）に登録されている生産事業者が生産した地域産材（以下「みやこ杣木」という。）を原材料として使用し加工を施した製品（以下「みやこ杣木製品」という。）について、「みやこ杣木」を使用した部分については協会がその産地を認証し、「みやこ杣木」の表示を行うための手続等を定める。

(定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 二次加工 生産事業者から出荷された「みやこ杣木」を加工すること
- (2) 「みやこ杣木」製品 次の(a)若しくは(b)のいずれかを満たすものとする。
 - (a) 生産事業者が「みやこ杣木」を使用して製造した製品のうち、自ら若しくは他の登録事業者で最終の仕上げ加工まで行ったものとする。また加工の段階で生産事業者間を移動するものも含むが、加工の段階で生産事業者を除く事業者の関与がある場合は含まない。
 - (b) 生産事業者を除く事業者が関与する（取り扱う）「みやこ杣木」を使用した二次加工品。
- (3) 「みやこ杣木」製品取扱事業者 次の(a)から(c)のいずれかを満たすものとする。
 - (a) 生産事業者のうち、自らが「みやこ杣木」製品を製造する能力を持つ者
 - (b) 二次加工を行う者
 - (c) 「みやこ杣木」製品を仕入れ販売する者

(「みやこ杣木」製品取扱事業者の登録)

第3条 前条で定める「みやこ杣木」製品を出荷する場合は、「みやこ杣木」製品取扱事業者登録願書（第1号様式）を協会へ事前に申請し、「みやこ杣木」製品取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）の登録をしていなければならない。申請時には年間登録料（金5,000円）を同時に納入することとする。なお、生産事業者として既に登録している場合は、年間登録料を免除する。ただし、申請を行うことができる者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 認証の対象となる木材とそれ以外の木材が混在しないよう分別管理体制がなされること。
- (2) 「みやこ杣木」あるいは「みやこ杣木」製品の入荷及び出荷台帳等の帳簿管理がなされること。
- (3) 関係書類等を5年間保管すること。
- (4) 本取組の責任者が1名以上選任されること。
- (5) 本要領の趣旨を理解し、認証を受けた場合、自らの責任において適正に表示を行い、表示材の信

頼性を確保することに努めるほか、協会の活動に協力ができること。

- 2 協会は、登録を希望する者から登録申請を受けたとき、速やかに必要な検査を行い、登録することが適切と認められる場合は、取扱事業者としての登録に係る旨を申請者へ通知することとする。
- 3 協会は、取扱事業者に係る情報について、ホームページその他を用いて広く公表に努めることとする。

(対象製品と加工)

第4条 認証対象となる「みやこ杣木」製品と加工は次の各号に定めるものとする。なお、生産事業者については、自ら若しくは他の生産事業者間内で最終加工まで行うものに限り、本実施要領に依らず自らの責任のもとで表示することができる。ただし、保管、加工等の段階において、他の木材としっかり区分できるようにしなければならない。

- (1) 集成材
- (2) 「みやこ杣木」を用いて製造されるもの（家具、建具、看板、小木工品等）
- (3) 圧縮、不燃、防腐等、特別な加工処理を施したもの
- (4) その他対象となりうるもの

(申請)

第5条 取扱事業者のうち、「みやこ杣木」製品の認証取得を希望する者は、「みやこ杣木」製品認証申請書（第2号様式）に必要事項を記入及び必要書類を添付し協会へ提出しなければならない。

(申請手数料)

第6条 申請者は、当該製品の確認検査に必要な申請手数料（金3,000円）を、申請と同時に協会に納入するものとする。

(検査)

第7条 協会は、第5条の申請を受けた場合、速やかに申請書及び出荷証明書や伝票等その他添付書類の審査を行うとともに、当該製品に使われた「みやこ杣木」の出荷元である生産事業者への確認業務を行い、必要に応じて現地で確認するものとする。

また、協会は、必要に応じて、「みやこ杣木」及び「みやこ杣木」製品の取扱等が適正であるか否かを検査することができるものとし、登録者または申請者は、協会から検査を行う旨の通知を受けたときは、必要な情報を提供するなど協会に協力しなければならない。

なお、現地検査の場合、出張実費については検査対象者の負担とする。

(認証)

第8条 協会は、申請内容の検査が完了し、虚偽のないことが確認でき、認証することが適していると認められたときは、申請者に認証の旨を通知する。

(登録の取消)

第9条 以下の各号に該当する場合は、登録を取消すこととする。また、悪質であると認められたものについては、協会はこうむった不利益相当額を申請者へ請求することができるとともに、事業者名をホームページ等で公表するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があると認められたとき
- (2) シールその他の「みやこ杣木」表示物品の不適切な使い方をしたと認められるとき
- (3) その他、社会通念上不適当であると認められたとき

(表示)

第10条 申請者は、シールその他協会が発行する「みやこ杣木」表示物品を協会から購入し、一般的に目に留まりやすい部分へ貼付等を行うこと。ただし、表示とその内容については、広く一般者から見て誤解が生じないよう貼付等の箇所や方法等に留意すること。なお、焼印に関しては別途協会の指示に従うこととする。また、申請者は協会から調査あるいは事例紹介を目的とした聞き取り、写真撮影及びその利用について協力することとする。

(実施報告書の提出)

第11条 取扱事業者は、認証を受けた「みやこ杣木」製品へ前条に基づく表示をした場合、速やかに実施報告書（第3号様式）を協会へ提出しなければならない。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項は、その都度申請者と協会間で協議を行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から運用する。

第1号様式（第3条関係）

「みやこ杣木」製品取扱事業者登録願書

(あて先) 京都市域産材供給協会	申請日 年 月 日
「みやこ杣木」製品取扱事業者の名称 所在地	
申請代表者の氏名（記名押印又は署名）	
電話（ ） —	

京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領第3条に基づき、「みやこ杣木」製品取扱事業者登録願書を提出します。	
主に認証を受けようとする製品	品名 _____ ※「みやこ杣木」使用箇所 (製品の一部に使用した場合は下記のスペースに記入してください。)
主に「みやこ杣木」を入荷する予定の生産事業体	
「みやこ杣木」製品管理責任者氏名	
京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領の趣旨を理解し、京都市域産材供給協会の普及啓発活動に協力します。	
代表者署名 _____	

京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領に基づく

「みやこ杣木」製品取扱事業者登録証

平成 年 月 日

様

京都市域産材供給協会
会長 吉田 英治 ㊞

京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領に基づく「みやこ杣木」製品取扱事業者として、下記のとおり登録します。

記

1 登録番号

2 「みやこ杣木」製品取扱事業者の名称及び所在地
名 称 :

所在地 :

3 「みやこ杣木」管理責任者の氏名
分別管理責任者 :


4 登録の有効期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

第2号様式（第5条関係）

「みやこ柚木」製品認証申請書

（あて先）京都市域産材供給協会	申請日 年 月 日
「みやこ柚木」製品取扱事業者登録番号	申請者の氏名（記名押印又は署名）

京都市地域産材「みやこ柚木」二次加工品産地認証実施要領第5条に基づき、以下の製品について、「みやこ柚木」製品の認証を申請します。	
認証を受けようとする製品	品名 数量 ※「みやこ柚木」使用箇所 (製品の一部に使用した場合は下記のスペースに記入してください。)
「みやこ柚木」を出荷した生産事業体	
添付書類	(1) 製品の全体の様子が分かる写真（表示予定箇所を赤字で示してください） (2) 「みやこ柚木」が製品のどこに使われているかが分かる写真 (3) 京都市域産材供給協会に登録されている生産事業体からの出荷証明書若しくは納品書の写し（「みやこ柚木」を出荷した旨の記載が必要です） (4) 生産事業体以後の流通に関わった業者からの出荷証明書若しくは納品書の写し（どちらも「みやこ柚木」を出荷した旨の記載が必要です）ただし、生産事業体からの出荷証明書・納品書の写しについては、(3)で提出しているため再添付は必要ありません。
希望する「みやこ柚木」シール焼印 その他表示物品	種類と枚数を記入してください。 <input type="checkbox"/> 大 (8cm×7cm) ____枚 ¥40/枚 <input type="checkbox"/> 中 (5cm×4.5cm) ____枚 ¥30/枚 <input type="checkbox"/> 小 (3cm×2.5cm) ____枚 ¥20/枚 ※焼印(3.5cm×3cm)につきましては、別途費用が発生します。 ※その他表示物品については京都市域産材供給協会（075-406-2671）までお問合わせください。 
希望者の方に認定証を有料で発行しています。 <input type="checkbox"/> 発行を希望する <input type="checkbox"/> 発行を希望しない	

※ 該当する□に✓をしてください。

第2号様式（第5条関係）

京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領に基づく

「みやこ杣木」製品認証通知

平成 年 月 日

様

京都市域産材供給協会
会長 吉田 英治 ㊞

平成 年 月 日付けで届出のありました「みやこ杣木」製品認証申請書について、下記のとおり認証することを通知します。

記

1 認証番号

2 今回認証する「みやこ杣木」製品

名称：

数量：

第3号様式（第11条関係）

「みやこ杣木」製品の表示状況報告書

(あて先) 京都市域産材供給協会	年 月 日
「みやこ杣木」製品取扱事業者登録番号	申請者の氏名（記名押印又は署名） 電話（ ） -

京都市地域産材「みやこ杣木」二次加工品産地認証実施要領第11条に基づき、「みやこ杣木」製品の表示状況を報告します。	
認証を受けた年月日	年 月 日
認 証 番 号	
使用状況写真 （製品の全体の様子分かる写真及び「みやこ杣木」が製品のどこに使われているかが分かる写真を貼り付けてください。下記スペースに収まらない場合は、写真を別に添付してください（任意様式）。）	